

手作りの暮らしを 楽しみませんか？

JAいずみでは、地域住民の皆さまに、土とのふれあいを通じ、農業への関心と理解を深め、収穫の喜びや食の大切さを体感することを目的に、市民農園を運営しています。

「市民農園」って？

市民農園とは、小面積の農地で「新鮮な野菜を自分で作って味わいたい」、「家族で土にふれ収穫を楽しみたい」、という方、「定年退職後の健康維持や趣味で野菜作りをしたい」と考えている方に適した農園です。

JAいずみが目指す「市民農園」とは

健康的で自然と対話するのが魅力の「市民農園」。JAいずみでは、市民農園をご利用いただく事で、土に親しみ、自らの手で栽培された安心して安全な農作物を収穫出来る喜びを体験していただくとともに、野菜栽培を通じて地域住民の方々とのふれあいや交流を深められる事で、地域の活性化につながる事業となる事を願っております。

自分の家で野菜を作る場所がなくても、この「市民農園」を利用して野菜を育て、おいしい野菜作りと同時に健康で楽しい余暇をお過ごしください。

「市民農園」ご利用の流れ

お申込み

空き状況返事

ご契約

期限まで貸出

※新規開園受付期間中の申込みが多い場合は、開園前に抽選となります。



概要

農園の利用にあたっては次の事項を遵守していただき、違反がある場合にはご契約を解除させていただく場合がございます。

1. 対象とする野菜や花等の範囲

- (1)対象とする野菜や花等
- ①土耕による一年生の野菜
 - ②土耕による一年生の花
- (2)対象としない野菜や花等
- ①鉢物等による野菜や花
 - ②蓮根や蓮のような溜め水により栽培する野菜や花
 - ③自然薯のような収穫まで数年を必要とする野菜や花
 - ④果樹・花木等の永年性作物
- ※上記以外にも市民農園では栽培することが適当でないと思われる場合がございます。

2. ご利用いただける方

- ①当組合管内に居住していること
 - ②20歳以上の成年であること
- ※農園に徒歩で通える距離にお住まいの方。
※上記以外にも当組合が利用者として適当であると判断した方を対象とします。

3. 対象農地の貸出期間等

- (1)本事業の貸出期間は、12ヶ月とします。
- (2)貸出期間が満了した場合は更新していただけます。

4. 募集期間

JAいずみのホームページにてご案内致します。

5. 利用料

JAいずみのホームページにてご案内致します。
※但し、区画の面積等により、一部異なる場合があります。
※利用料は契約締結時に契約書と同時に現金により徴収いたします。
※更新を希望される場合は、当組合の口座振替に関する約定書の提出によりご本人口座から引落されます。

6. その他

- (1)原則1名で1区画のご利用となります。
※但し、1世帯で20歳以上の方が数名いるご家庭で、それぞれの申し込みがあった場合のご利用は可能です。
- (2)利用者が万一亡くなられた場合は、ご家族の方に栽培中の野菜を収穫していただいたのちに、速やかに原状回復していただき、また播種または苗の定植をせず返還をしていただけます。たとえ、ご夫婦であっても利用する権利の継承は認められません。
- (3)利用更新について
 - ①同じ区画で最長5年とし、整地等ののちに同じ区画をご利用いただけます。
 - ②整地等時に現状回復をされなかった場合、新たな利用契約は出来ません。

その他農園の利用に際しては、当組合の指示に従っていただきます。



市民農園で楽しく野菜や
花づくりに挑戦してみませんか？

JAいずみの 市民農園

